

# 日本書紀に関する諸仮説についての考察

2025年5月

2025年11月7日更新

椎名 裕信

---

正式公開先:Zenodo  
著者名:椎名 裕信 ( Hironobu Shiina)  
ORCID : 009-0005-6158-3320  
代表 DOI: 10.5281/zenodo.15459801  
連絡先:[h.shiina.contact@gmail.com](mailto:h.shiina.contact@gmail.com)  
ライセンス CC BY-NC-SA 4.0

---

---

## 本論の前提となる拙著一覧（Zenodo DOI）

- ・ 「Observations on the Nihon Shoki from the Perspective of the Spring-Autumn Double-Year Calendar System」

DOI: 10.5281/zenodo.15306170

- ・ 「春秋二倍暦から見る日本書紀（Observations on the Nihon Shoki from the Perspective of the Spring-Autumn Double-Year Calendar System, Japanese Version）」

DOI: 10.5281/zenodo.15306422

- ・ 「A Consideration of the Wa Civil War (倭国大乱の一考察)」

DOI: 10.5281/zenodo.15420999

- ・ 「倭国大乱の一考察（A Consideration of the Wa Civil War）」

DOI: 10.5281/zenodo.15421073

---

## はじめに

本稿は、日本書紀に記された数値記録の意味と妥当性について再検討し、いくつかの仮説を提示するものである。

先行研究で示したとおり、

・西暦 469 年以前の日本書紀の紀年は倍曆（1 年を春秋二度と数える暦法）によるも

のと仮定

・仁徳天皇・応神天皇の生年とともに 391 年、応神天皇の在位年を神功皇后の称制期間ではなく、事実上の摂政期とみなす=西暦 391 年を仁徳天皇元年とみなす

この 2 点により、中国側の外部史料と年代が整合することが確認できる。

のことから、日本書紀に記された数字は単なる伝説や虚構ではなく、

何らかの歴史的実態や記録に由来する可能性が高いと考えられる。

以下、各主要人物・天皇に関する数値・伝承について、根拠の存在を前提とした仮説的検討を行う。

---

## 1. 武内宿禰について

武内宿禰は景行天皇二十五年から仁徳天皇 50 年まで、単純な年数で 267 年間、神功

皇后と応神天皇が仁徳天皇の前半期に含まれるとした場合で 158 年間にわたり重臣と

して登場する。

倍曆で計算しても約 79 年となり、一人の人間が実際に活動したとするには期間が長

い。

このため、「武内宿禰」は一個人ではなく、武内氏の氏族代表として「宿禰」という姓

(または姓職名) で記録されたとするのが合理的であろう。

\* 編纂時の原資料では、実名が省略された状態で伝承された可能性が高い。

---

## 2. 日本武尊について

日本武尊（小碓尊、古事記では倭健命）は、第十二代・景行天皇の皇子であり、第十  
四代・仲哀天皇の父とされる。

しかし、仲哀天皇は第十三代・成務天皇十七年に誕生したとされている。一方、その  
父である日本武尊は景行天皇四十一年に30歳で薨去したとされている。

これでは、仲哀天皇は父の薨去から日本書紀の年数表記では35年以上、倍曆による修  
正を行った場合でも15年以上経過した後に生まれたことになり、年次的に明らかな矛  
盾が生じる。

また、日本書紀においては日本武尊の薨去から10年後にあたる景行天皇51年には、  
日本武尊の妻子に関する詳細な記事が記されている。これも、時間経過との整合性に  
疑問が残る点である。

さらに、日本書紀では景行天皇が六十年に106歳で崩御したとある一方で、垂仁天皇  
37年に21歳で立太子したと記されている。

これを基に計算すれば、景行天皇の崩御時の年齢は 143 歳となり、2 つの異なる年齢記録が併存していることになる。すなわち、景行天皇に関する記録は、日本武尊との関係においても年代的な混乱が生じている可能性が高いと思われる。

なお、常陸国風土記では、日本武尊は「倭武天皇」と記されており、仲哀天皇の父であるという系譜的な重みから、早い段階で追贈天皇のような扱いを受けていた可能性がある。

(\*) 追贈天皇：正式な天皇の代数には含まれないが、政治的・系譜的要因により天皇号が後から贈られた存在を指す。

以上を総合すると、景行天皇本紀に記された「106 歳での崩御」という伝承は、本来は日本武尊に関する記録であったものが、景行天皇の記録に取り込まれた可能性がある。

この場合、景行天皇四十一年に 30 歳で薨去したという記事が日本武尊に関する正確な記録であるとすれば、その薨去年は成務天皇五十七年に相当し、仲哀天皇の誕生との

年次的矛盾は解消されることになろう。

---

### 3. 繼体天皇について

第二十六代継体天皇には生年の記載がなく、継体天皇二十五年に 82 歳で崩御したと記されている。

一方、継体天皇元年の記事には第二十五代武烈天皇が 57 歳で崩御し、継体天皇は武烈天皇を継いだとされるが、武烈天皇の本紀には年齢記載がない。

このように武烈天皇の崩御年齢は継体天皇元年の記事でのみ示されており、また継体天皇二十五年の崩御時の年齢を当てはめると継体天皇は 57 歳の時に即位したことになる。

そのため武烈天皇が崩御したときの年齢と継体天皇が即位時の年齢が同一ということになる。この年齢の一致にやや不自然に感じられる。

したがって「57 歳で崩御」という数字は、本来は継体天皇の崩御年齢であり、武烈天皇と取り違えられた可能性を考えることができる。

なお、古事記においては継体天皇の没年が 43 歳とされているが、日本書紀の記載された数字には何らかの根拠があるようと思えることから、継体天皇の崩御年齢を 57 歳とする方が合理的であると思える。

\* 繼体天皇は地方から大王（天皇）に即位していることから、地方においては年齢換算を倍歴で行っていた可能性もある。その場合は継体天皇が即位時に倍歴で 57 歳ということになり、西暦 479 年生ということになるだろう。

---

#### 4. 神武天皇について

※この項目は外部史料による裏付けが困難な時代を扱うため、仮説的要素が強い。今後の研究進展により修正・発展の可能性があることを断つておく。

##### (1) ハツクニシラススメラミコトについて

初代神武天皇は日本書紀において「始馭天下之天皇」との異名が記されており、これは「ハツクニシラススメラミコト」と読むとされている。

しかしながら第十代崇神天皇に対して日本書紀では「御肇國天皇」と記されており、この読み方も「ハツクニシラススメラミコト」と読むとされている。

この「ハツクニシラススメラミコト」は初めて国を統治した天皇という意味であるため、初代天皇が二人いることになる。しかしこの読み方は中世（鎌倉時代）以降に成立したものであり、『日本書紀』編纂当時にそのような読みが存在していたかどうかは不明である。

まず崇神天皇については、「御肇國」という文字が「国をはじめて御した」ことを意味しており、初めて国を統治したことが明確である。

しかしながら神武天皇については“天下”と範囲が曖昧になっている。そこからすると、日本の中央政権以前の元始ヤマト国を統治した初の天皇という意味ではないかと、考えることができる。この場合は「始馭天下之天皇」というのは「アメノシタハジメテシラシメシスメラミコト」（初めて地上に支配地を持った天皇）と読むのが適しているように思える。

またもう一つ考える可能性としては「馭天下」の前に「始」がついていることから次のように考えることができる。この異名が考えられたであろう時代において、漢文理解が不正確であったために、天下を馭す行動を開始した天皇という可能性である。その場合は「始馭天下之天皇」は「アメノシタシロシハジメシスメラミコト」（日本の統一に動き始めた天皇）と読むのが本意に近い可能性がある。

## （2）神武天皇の即位及び天孫降臨関係

神武天皇の即位年は神武紀元の紀元前 660 年とされるが、記紀の年代が実際に何らかの記録に基づいていたと仮定し、倍曆による修正を施すと、神武天皇の即位は紀元前 40 年頃となる。

即位時年齢 52 歳から逆算すれば、倍曆を考慮して生年は紀元前 65 年頃と推定できる。

天孫降臨から神武天皇の生誕までを見ると、神武天皇は天孫（天照大神の孫）・瓊瓊杵尊の曾孫とされている。

瓊瓈杵尊の天降りから木花咲耶姫との結婚までについては特に長い時間経過が描かれていません。そこから神武天皇の祖父彦火火出見尊の誕生も天孫降臨からの時間経過もそれほど長い期間がないと考えることができますため、天孫降臨は神武天皇生誕の半世紀ほど前の出来事であったと考えることができます。

ここで、中国に目を転じると、“天”に対して天下の太平を報告する「封禪」という儀

式がある。この儀式は現在の山東省にある泰山において、天下の泰平を実現したと強く自負する皇帝のみが行ってきた。そのため、封禪の実施例は少ない。

しかし、前漢の武帝は元封元年（紀元前 110 年）に山東省の泰山でこれを行つてゐる。

のことと弥生時代に大陸からの移住が行われたことを勘案すれば、山東省から九州南部への航路が存在した可能性もあり、天孫降臨神話は泰山周辺より移住してきた集団の関与の可能性を考えることができよう。

なお、日本書紀の神武天皇紀には東征開始時（紀元前 43 年）に天孫降臨以来百七十九万二千四百七十年余りとの記載をもとに百七十九万年を 179 年と置き換え 179 年前に天孫降臨があったとする。これを倍曆とすると紀元前 132 年（もしくは端数を考慮して紀元前 132 年前）の出来事となる。この場合は、神武天皇の生まれ年が紀元前 65 年と推測できることからすると、一世代あたりの年数が 33 年ほどとなるため、少々長いものの、不自然というほどでもない。

また、これが瓊瓊杵尊に相当する人物の生誕の年を指すものだとした場合は一世代あたりの年数は 22 年ほどとなるため、こちらも不自然ではない。こちらの仮定の場合は、上記における、封禪の儀式を天孫降臨の説話の原型とする仮説に対しても、関わ

りを持った、もしくは封禅の話を聞いたことが天孫降臨という神話につながったと見  
ることが可能であろう。

---

## 5. 漢風諡について

漢風諡は淡海三船が762年頃にまとめて追贈したとされている。

この漢風諡については、本稿冒頭に挙げた拙著において提示した孝安天皇、神功皇后・応神天皇、安康天皇に関する考察において、次の3点に留意する必要があるだろう。

(1) 後漢の（孝）安帝に対して使いを送った倭王帥（師）升等に比定した第六代日

本足彦国押人天皇に対しては後漢の皇帝に合わせたかのように孝安天皇と諡を贈っている。

(2) 時代の重複を指摘した氣長足姫尊と第十五代誉田天皇に対してはそれぞれ神功皇后、応神天皇と、同じ“神”の字を贈っている。

(3) 倭王興として否定した第二十代穴穂天皇に対しては安康天皇と“コウ”という発音を含めた諡を贈っている

これらのこととは、倍曆の記憶が残っていた時代に作成された資料を参考に淡海三船が漢風諡をつけた可能性を示唆している。

しかし同時に、8世紀中頃にはすでに、日本書紀の編年構造そのものに対する理解や

再解釈が、何らかの形で行われていた可能性も、考慮に入れるべきであろう。

---

## おわりに

本稿で提示した仮説はいずれも日本書紀の数字や伝承に一定の歴史的根拠があるとい  
う立場から再構成したものである。

記紀の年次や系譜に見られる矛盾は、原史料の伝播過程・氏族構造・編纂上の事情に  
起因するものであり、今後も考古学・比較文献学・他国史料との照合を通じた検証が  
必要である。

とくに神武天皇以前については、今後の研究成果により柔軟な修正や再評価が求めら  
れることを付記しておきたい。

---

## 参考文献

- 日本書紀
- 古事記
- 常陸國風土記

## 変更履歴

下記の変更及び加筆 - 2025年11月7日

- ・「4. 神武天皇について」

神武天皇の即位 「BC39～40年」を「紀元前40年」

「BC」表記を「紀元前」

「(2) 内の天孫降臨」に日本書紀の神武天皇紀にある年数を考慮した考察追加

- ・「3. 繼体天皇について」の末尾に57歳を即位時の年齢としての考察を追加（\*）

（\*）「仁徳天皇の系譜に関する一仮説」 DOI: 10.5281/zenodo.17221303

でおこなった考察を追記